

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定による。

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第8条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数（以下「調整額点数」という。）1点につき1,075円を乗じた額とする。</p> <p>(調整額期間)</p> <p>第8条の2略.....</p> <p>2 基礎在職期間とは、その者に係る退職の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第10条第5項に規定する職員以外の地方公務員又は国家公務員（以下「職員以外の地方公務員等」という。）として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれら退職手当に係る退職の日以前の期間及び第10条第6項の規定により職員として引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第15条第1項若しくは第17条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第8条の4の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けたことがある場合における当該一般の退職手当等</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第8条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数（以下「調整額点数」という。）1点につき1,000円を乗じた額とする。</p> <p>(調整額期間)</p> <p>第8条の2略.....</p> <p>2 基礎在職期間とは、その者に係る退職の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するものをいう。</p>

に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第10条第5項に規定する職員以外の地方公務員等となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)及び(2)略.....

3

（予告を受けない退職者の退職手当）

第8条の4 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条又は船員法（昭和22年法律第100号）第46条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与は、一般的の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般的の退職手当の額がこれららの規定による給付の額に満たないときは、一般的の退職手当のほかその差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（失業者の退職手当）

第9条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者をいう。）にあつては6月以上）で退職した職員で第5項の規定に該当する以外の者であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たない者が、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長により市長にその旨を申し出た場合には、

(1)及び(2)

3

.....略.....
.....略.....

（失業者の退職手当）

第9条 勤続期間が12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者をいう。）にあつては6月以上）で退職した職員で第5項又は第7項の規定に該当する以外の者であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たない者が、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数と、当該退職の日を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職者を同項に規定する特定退職者とみなして同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同項に規定する離職の日と、特定退職者を同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長により市長にその旨を申し出た場合には、

当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。) 内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に等しい日数に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、当該退職手当のほか、その超える部分の失業の日につき同号規定による基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
- (2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第20条第1項第1号に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額に、その者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

2 前項に規定する基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は

その理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。) 内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当のほか、その超える部分の失業の日につき同号規定による基本手当の日額に相当する金額を退職手当として同号第2号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

- (1) その者がすでに支給を受けたその退職に係る一般の退職手当の額
- (2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、その退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額に、その者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

2 前項に規定する基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、その勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は

季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続きた所定の期間を超えて勤務したものに限る。) であった者(以下「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除くものとする。

- (1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間

(2)略.....

3 勤続期間12月以上(特定退職者にあっては6月以上)で退職した職員(第6項の規定に該当する者を除く。)が、支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当の支給を受けないときは、その失業の日ににつき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を退職手当として同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例により、その者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する」

季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続きた所定の期間を超えて勤務したものに限る。) であった者(以下「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除くものとする。

- (1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間

(2)略.....

3 勤続期間が12月以上(特定退職者にあっては6月以上)で退職した職員で第6項又は第8項の規定に該当する以外の者が支給期間内に失業している場合において、その者が一般の退職手当の支給を受けないときは、その失業の日ににつき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を退職手当として同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例により、その者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する」

定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなされたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般的退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給条件に従い支給する。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
(2)略.....

6 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなされたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が二般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けるこ

年限を限度とする一定の期間に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5 勤続期間が12月以上（特定退職者にあっては6月以上）で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなされたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般的の退職手当のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者がすでに支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当の額
(2)略.....

6 勤続期間が12月以上（特定退職者にあっては6月以上）で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなされたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が二般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定によりその者につき同法の規定を適用した場合は、前項第2号の規定の

とができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

- 7 勤続期間が12月以上（特定退職者にあつては6月以上）で退職した職員であつて雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特別被保険者に該当するもののうち第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額を退職手当として同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
- (1) その者が、すでに支給を受けたその退職に係る一般の退職手当の額

- (2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができるとができる特例一時金の額に相当する額
- 8 勤続期間が12月以上（特定退職者にあつては6月以上）で退職した職員であつて雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特別被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において退職手当の支給を受けないとときは、前項第2号の規定の例により、その者につき同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額を退職手当として同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
- 9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給

	<p>を受ける前に公共職業安定所長の指示した雇用保険法第41条に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対して前2項の規定による退職手当を支給せず、その公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。</p>
10	<p>第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらに規定による退職手当の支給を受けた者は、次の各号に掲げる場合においては、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、<u>その基本手当の支給の条件に従い第1項又は第3項に規定する退職手当を支給することができる。</u></p>
	<p>(1) 割除</p>
	<p>(2) その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受けたとき。</p>
	<p>(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定したとき。</p>
	<p>(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定したとき。</p>
11	<p>第1項、第3項及び第5項から前項までに規定するもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を<u>退職手当として雇用保険法の規定により技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p>(1)～(6) ……略……</p>
12	<p>前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した</p>

日数を超過しては支給しない。

10 第8項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 及び(2)略.....

日数を超過しては支給しない。

13 第11項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、その支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

(1) 及び(2)略.....

15 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これららの規定による退職手当の支給を受けた者であつて、その退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）について、これを準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16 雇用保険法第10条の4の規定は、詐欺その他不正な行為によって第1項及び第3項、第5項から第11項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合に、雇用保険法第10条の4の例による。

17 この条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給しない。

(勤続期間の計算)

第10条略.....
2～4略.....

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外

第10条略.....
2～4略.....

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外

<p>の地方公務員等から引き続いた職員となつた者（任命権者の求めにより職員となつた者）のうち市長が特に必要と認めた者（任命権者の求めにより職員となつた者のうち市長が必要と認めた者に限る。）の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第13条の5の規定により退職手当を支給されないで職員となつたときは、先の職員としての引き続いた在職手当を支給されないで職員となつたときは、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれで通算する。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、第1項から第3項までの規定を準用する。</p>	<p>6～8</p>	<p>略……</p>	<p>（退職手当の支払の差止め）</p>	<p>第16条 退職をした者が次の各号の一に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を差し止める处分を行うものとする。</p>	<p>(1) 職員が刑事事件に關し起訴（当該起訴に係る犯罪について整錆以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p>	<p>(2)</p>	<p>略……</p>
		<p>2及び3</p>		<p>略……</p>		<p>4</p>	<p>前3項の規定による一般的の退職手当の額の支払を差し止める处分（以下「支払差止め処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止め処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止め処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し</p>
	<p>4</p>	<p>前3項の規定による一般的の退職手当の額の支払を差し止める处分（以下「支払差止め処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止め処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止め処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し</p>					

ことができる。

立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関する限りその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。

- (1)略.....
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合は

- (3)略.....

6~10

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号の一に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関する限りその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。

- (1)略.....
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合は

- (3)略.....

6~10

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号の一に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

<p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 及び(3)略.....</p> <p>2～6略.....</p>	<p>(1) 当該退職をした者に對し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、次の各号の一に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当の支給を受けないければ第9条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(2) 及び(3)略.....</p>
<p>(1) 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 及び(3)略.....</p> <p>2～6略.....</p>	<p>(1) 当該退職をした者に對し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、次の各号の一に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当の支給を受けないければ第9条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行う。</p> <p>(2) 及び(3)略.....</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第9条第1項又は第5項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受け取ることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行なうことができない。</p> <p>3～6略.....</p>

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)	
第20条略.....
2及び3略.....
4	退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴された場合において、当該退職手当相当額に係る刑に處せられた後に処せられた後において第18条第1項の規定による関し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該退職手当相当額は、当該退職手当の受給者死亡の日から6月以内に限り、当該機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合は、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相當する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
5～8略.....

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第16条第4項の改正規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

